総務常任委員会報告資料①
令和6年11月議会　危機管理防災課・農地整備課・漁港漁場整備課・河川課・港湾課

津波到達時間の調査結果について

1　津波到達時間調査の目的等について

【調査の目的】

津波到達時間等の調査・公表を行うことで、住民避難対策の検討に活用する。

【調査の方法】

平成23～24年度に県で実施した「地震・津波被害想定調査」（平成25年3月公表）のデータ等を活用し算出。

※算出方法は「津波浸水想定の設定の手引きver2.00　H24.10」（国土交通省）の計算条件及び手法に準じる。

【検討対象地震】

平成25年3月公表の被害想定と同様に、県内への津波の影響が大きいと想定される下記の６ケースを調査。

（1）雲仙断層群　南西部	（2）雲仙断層群　南東部	（3）布田川・日奈久断層帯
M＝7.5 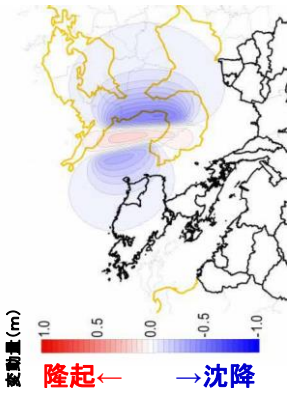	M＝7.1 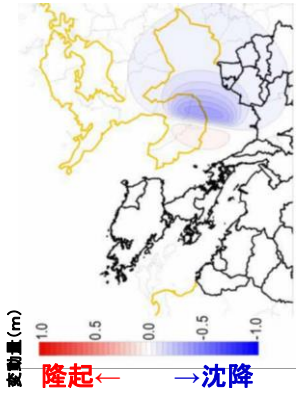	M＝7.9 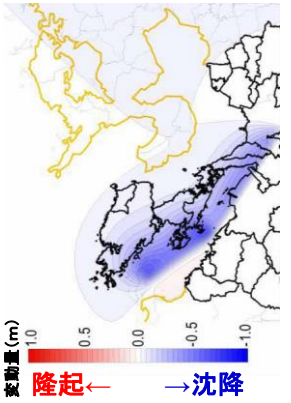
（4）南海トラフの巨大地震（ケース4）	（5）南海トラフの巨大地震（ケース5）	（6）南海トラフの巨大地震（ケース11）
M＝9.1 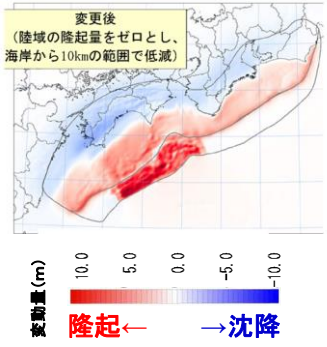	M＝9.1 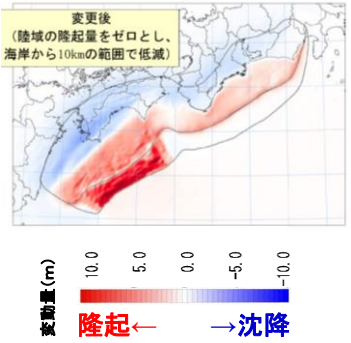	M＝9.1 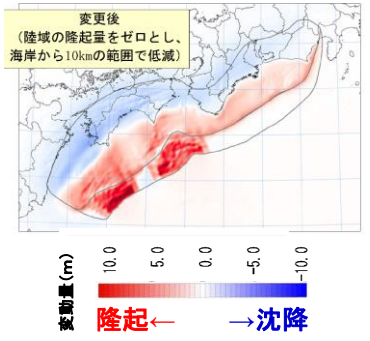

2　津波到達時間調査方法等について

【調査地点（代表地点）】

今回の調査においては、影響開始時間、最大津波波高及び最大津波到達時間を県内の代表地点65箇所で算出した。代表地点は、沿岸14市町で最低1箇所は設定するとともに、主要な港湾や河川河口部に配置した。

【用語の定義】

①基準潮位

津波シミュレーションを行う際の最初の状態の水位

※ここでは朔望平均満潮位を使用

②津波波高（つなみはこう）

海岸線から海側に約30m離れた地点での、基準潮位から見た津波の高さ（気象庁が発表する津波の高さと同じ）

③津波水位

海岸線から海側に約30m離れた地点での東京湾平均海面からの津波の高さ（上記の「①基準潮位」と「②津波波高」を足した高さ）

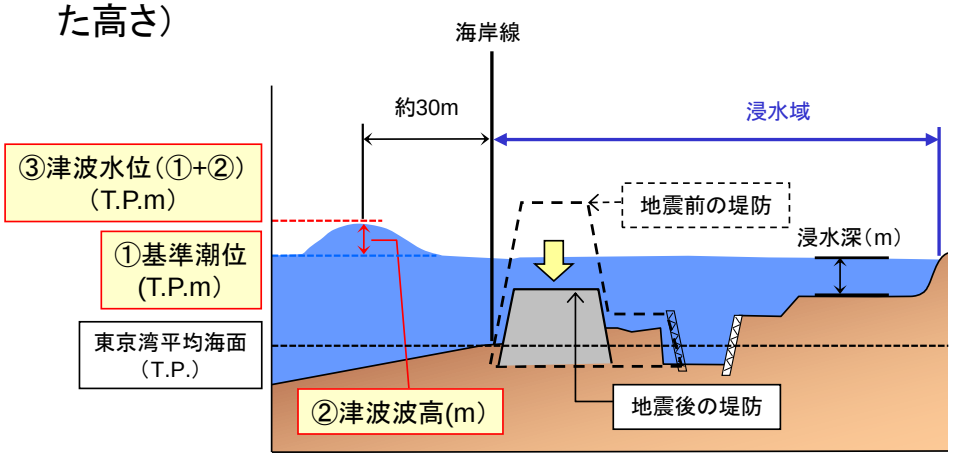

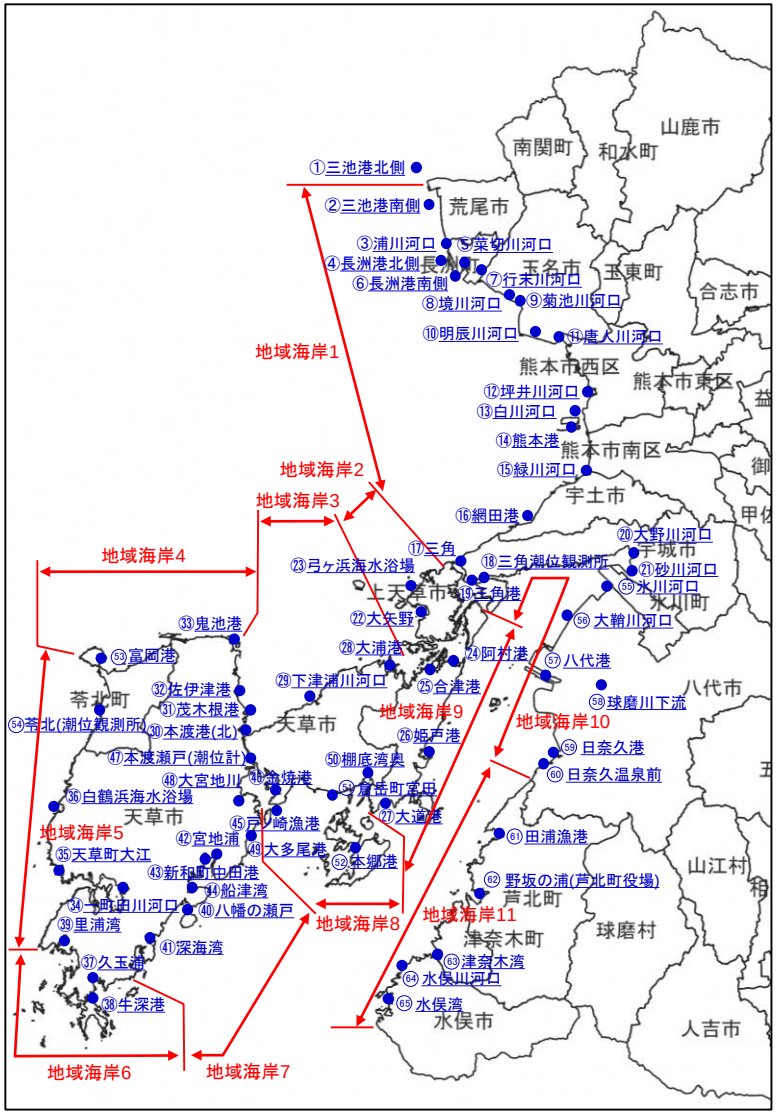

3　津波到達時間調査の結果概要等について

①影響開始時間

地震発生後、津波波高が0.2m※を超えたときの時間

※　津波波高0.2mとは、気象庁が津波注意報を出す基準の高さ

※　地震により堤防が損壊等した場合の浸水開始時間は考慮していない

②最大津波到達時間

地震発生後、最大津波波高が発生した時間

（1）の波形イメージ

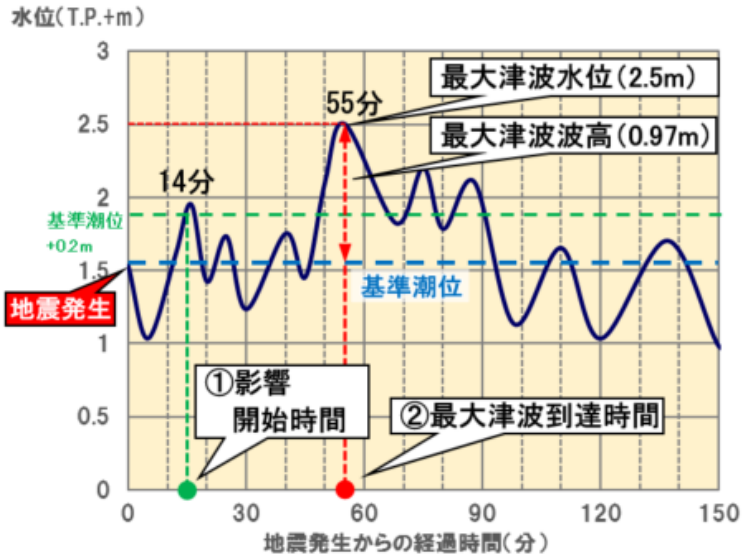

	（１）雲仙断層群　南西部	（２）雲仙断層群　南東部	（３）布田川・日奈久断層帯
影響開始時間が最も早い市町村（影響開始時間）	苓北町（14分）	長洲町（21分）	上天草市（9分）
津波波高が最も高い市町村（到達時間・水位(T.P.m)・波高）	苓北町（天草西側）（55分・2.5m・0.97m）	宇土市（有明海側）（102分・2.4m・0.23m）	天草市（八代海側）（88分・2.6m・0.84m）
	（４）南海トラフの巨大地震（ケース４）	（５）南海トラフの巨大地震（ケース５）	（６）南海トラフの巨大地震（ケース１１）
影響開始時間が最も早い市町村（影響開始時間）	天草市（122分）	天草市（118分）	天草市（119分）
津波波高が最も高い市町村（到達時間・水位(T.P.m)・波高）	天草市（八代海側）（528分・3.2m・1.39m）	天草市（八代海側）（340分・3.2m・1.64m）	天草市（天草西側）（530分・3.2m・1.60m）

※市町村毎の「影響開始時間」等については県ホームページで公開します。

4　今回の調査結果を利用するに当たっての留意点等

留　意　点

①あくまで、国の手引等に基づいたシミュレーション結果の１つであり、実際に発生する津波の高さや時間は異なる可能性があります。

②代表地点（65箇所）について、時間や高さを算定したものであり、沿岸全ての地点で算出したものではありません。よって、実際には、津波が早く到達したり、より高い津波が到達する地点がある可能性があります。

③地震により、堤防が損壊等した場合は、津波が到達する以前に浸水が開始することがあります。よって、津波の影響開始時間は、浸水が開始する時間とは異なる可能性があります。

④津波の影響開始時間は、0.2mに達した時間を基準としていることから、これより低い津波は、その前に到着する可能性があります。

調査結果の公表に併せ、県民の皆様には「津波への備えの再確認」と
実際に、地震や津波が発生した際には、これまでと同様に、
「一刻も早く避難を開始していただく」よう、改めて周知する。

市町毎の津波影響開始時間、最大津波水位、最大津波波高及び最大津波到達時間

R6.12時点

沿岸	市町村名	地域海岸名	基準潮位（朔望平均満潮位）（T.P.m）	（1）雲仙断層群南西部				（2）雲仙断層群南東部				（3）布田川・日奈久断層帯				（4）「南海トラフの巨大地震検討会」のモデル（ケース4）				（5）「南海トラフの巨大地震検討会」のモデル（ケース5）				（6）「南海トラフの巨大地震検討会」のモデル（ケース11）			
				影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）	最大津波水位（TPm）	津波波高（m）	最大津波到達時間（分）
有明海	荒尾市	地域海岸1	2.6	—	2.8	0.18	378	36	2.8	0.20	36	—	2.8	0.16	391	226	2.9	0.31	342	227	2.9	0.32	341	227	2.9	0.32	341
	長洲町		2.6	—	2.8	0.15	18	21	2.8	0.22	21	—	2.7	0.12	331	220	3.0	0.39	347	220	3.0	0.37	340	220	3.0	0.38	342
	玉名市		2.6	—	2.7	0.14	299	—	2.8	0.17	29	—	2.7	0.14	330	212	3.1	0.46	355	210	3.0	0.42	353	212	3.0	0.44	353
	熊本市		2.4	—	2.5	0.14	137	—	2.6	0.17	54	—	2.5	0.08	52	213	2.9	0.46	364	209	2.9	0.45	361	211	2.9	0.45	361
	宇土市		2.1	102	2.3	0.20	102	32	2.4	0.23	102	—	2.3	0.19	13	213	2.6	0.45	341	214	2.6	0.45	704	214	2.5	0.40	339
	宇城市（有明海側）		2.1	—	2.2	0.09	242	—	2.2	0.07	6	—	2.2	0.04	173	211	2.4	0.25	213	210	2.4	0.31	698	210	2.4	0.28	697
	上天草市（有明海側）	地域海岸2	2.1	93	2.5	0.36	137	—	2.3	0.13	89	—	2.2	0.06	318	179	2.4	0.27	184	173	2.7	0.54	693	177	2.6	0.47	692
	天草市（有明海側）	地域海岸3	1.9～2.1	65	2.2	0.34	75	79	2.1	0.21	81	—	2.2	0.08	27	172	2.6	0.69	674	168	2.9	1.01	672	169	2.5	0.64	698
天草西	天草市（天草西沿岸側）	地域海岸4	1.9	73	2.1	0.23	74	—	2.0	0.08	267	—	1.9	0.04	2	193	2.2	0.35	392	158	2.3	0.38	717	161	2.2	0.35	422
	苓北町		1.6	14	2.5	0.97	55	—	1.7	0.14	5	—	1.7	0.14	5	145	2.1	0.55	406	142	2.4	0.81	710	143	2.2	0.63	495
	苓北町	地域海岸5	1.6	14	1.9	0.30	15	—	1.6	0.03	124	—	1.6	0.04	238	134	2.2	0.58	522	129	2.3	0.76	705	131	2.3	0.72	400
	天草市（天草西沿岸側）		1.6	—	1.7	0.14	20	—	1.6	0.06	2	—	1.6	0.04	3	122	2.1	0.48	229	119	2.3	0.74	603	119	2.4	0.78	415
	天草市（天草西沿岸側）	地域海岸6	1.6	—	1.8	0.19	101	—	1.7	0.16	7	152	1.9	0.29	155	122	2.8	1.22	339	118	3.0	1.41	337	119	3.2	1.60	530
八代海	天草市（八代海側）	地域海岸7	1.6～1.8	—	1.9	0.11	34	—	1.9	0.11	33	18	2.4	0.59	23	132	3.2	1.39	528	132	3.2	1.64	340	132	3.2	1.40	528
	天草市（八代海側）	地域海岸8	1.8	—	1.9	0.11	32	—	1.9	0.11	32	19	2.6	0.84	88	154	2.8	0.96	458	152	2.8	1.04	457	154	2.7	0.95	458
	上天草市（八代海側）	地域海岸9	1.8～2.1	—	2.3	0.13	25	—	2.3	0.14	25	9	2.2	0.39	90	163	2.4	0.56	460	162	2.4	0.62	460	163	2.4	0.56	460
	宇城市（八代海側）	地域海岸10	2.0	—	2.1	0.05	299	—	2.1	0.05	296	—	2.1	0.12	269	242	2.3	0.24	249	—	2.2	0.18	243	241	2.3	0.23	286
	氷川町		2.0	—	2.1	0.10	295	—	2.1	0.09	292	—	2.2	0.17	262	227	2.3	0.32	240	222	2.5	0.43	431	225	2.3	0.29	233
	八代市		1.8～2.0	—	2.0	0.17	16	—	2.0	0.17	15	101	2.2	0.42	136	187	2.6	0.83	391	185	2.6	0.86	390	187	2.5	0.76	389
	芦北町	地域海岸11	1.8	—	1.9	0.15	15	—	1.9	0.15	15	39	2.3	0.51	82	171	2.5	0.76	374	167	2.6	0.79	371	168	2.5	0.74	371
	津奈木町		1.5	—	1.5	0.05	2	—	1.5	0.05	2	17	1.9	0.40	121	165	2.0	0.46	470	161	2.0	0.49	366	161	1.9	0.43	469
	水俣市		1.5	—	1.5	0.04	58	—	1.5	0.04	58	62	1.8	0.33	63	164	1.8	0.31	467	158	1.8	0.35	365	161	1.8	0.29	365

国民保護に係る沖縄県からの避難住民受入れ計画の検討状況について

総務常任委員会報告資料②
令和6年11月議会　危機管理防災課

1　沖縄県からの避難住民受入れ計画概要

沖縄県からの避難住民受入れ計画

○　住民の避難などの国民保護のための措置は、国が示した対処基本方針（事態対処法第９条）に基づいて都道府県・市町村・関係機関等が協力して実施することとなっている。

○　本年６月、九州地方知事会議において、林内閣官房長官から九州・山口各県知事に対し、沖縄県先島諸島からの避難住民受入れ計画作成の依頼があり、九州・山口各県が協力することとなった。（避難元市町村と避難先県の設定は下表のとおり）

○　受入れ計画は、令和６年度から令和８年度の３か年をかけて検討を行うこととされ、そのうち令和６年度は、以下の事項を検討し、避難当初の約１か月間の計画（初期的計画）を作成することとなった。

○　国民保護制度上、実際の事態発生時に要避難地域や避難先地域をどのように設定するかは、国においてその時の実際の情勢などに応じて総合的に判断されることとなる。

○　受入れ計画の検討は、他県からの住民を受け入れることとなった場合に必要な各種の調整や手順を確認するもので、各県が受け入れる避難住民の割当て人数、受入れ市町村などは、受入れ要領や手続きを具体化する過程において課題を抽出・解決してその実効性を高めるための仮想であり、実際の受入れを決定するものではない。

避難元市町村と避難先県の設定

避難元市町村（経由空港）	避難先県
石垣市（福岡空港）	山口県
	福岡県
	大分県
竹富町（福岡空港）	長崎県
与那国町（福岡空港）	佐賀県
宮古島市（鹿児島空港）	福岡県
	熊本県
	宮崎県
	鹿児島県
多良間村（鹿児島空港）	熊本県

令和6年度検討事項

①避難先地域の拠点空港から収容施設（ホテル等）までの輸送手段の確保

②収容施設（ホテル等）の供与

③食品・飲料水の調達・提供

④生活必需品の調達・提供

⑤避難者の健康管理に関する事項

⑥通信設備の提供

2　現在の検討状況について

受入れ市町村について

○　避難者の避難先でのコミュニティの維持を最優先に、以下の①及び②等を勘案し総合的に判断した。

①避難地区の点在を避け、できるだけ少数の市町村・地区で集中的に受け入れる。
②ホテル・旅館の受入れ能力を勘案し、可能な限り受け入れ能力の高いホテル・旅館が所在する市町村で受け入れる。

☞上記①、②等を勘案し、熊本市、八代市、山鹿市、阿蘇市及び大津町を受入れ市町として検討中。

検討状況及び今後のスケジュール

○　現在、初期的計画の作成に向け、６つの検討事項について、交通事業者、宿泊施設関係者、通信事業者等の関係事業者、庁内関係課、受入検討市町と協力して検討を行っているところ。

○　来年２月を目途に初期的計画を作成して国に提出し、国が九州・山口各県の計画を取りまとめたうえで、今年度末までに公表予定。

受入れの流れのイメージ図

※赤文字の項目について県・受入検討市町・関係事業者で検討中

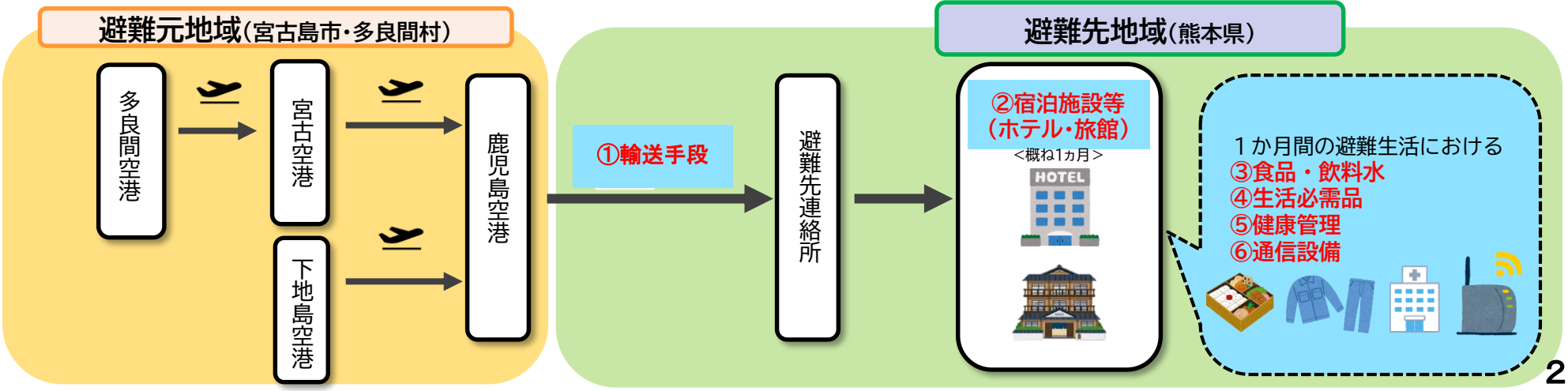

熊本県デジタル化推進計画（案）の概要

総務常任委員会報告資料③
令和6年11月議会　デジタル戦略推進課

Ⅰ　熊本県デジタル化推進計画について

- 熊本県情報化推進計画の期間（令和3年度～令和5年度）満了に伴い、県全体のデジタル化を全庁的に更に推進するための新たな計画を策定
- 本計画は「くまもとDXグランドデザイン」の実現に向けたデジタル施策の具体化を図る計画であり、「官民データ活用推進基本法」に基づく法定計画を兼ねる
- 本計画の期間は令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）の5年間

Ⅱ　計画の基本的な考え方

基本理念	人口減少による人材不足をはじめとする**様々な地域課題を解決**し、将来にわたって**熊本県の強みを生かした地域活力を創出し続ける**ため、県全体であらゆる分野におけるデジタル化、DXを推進	
目指す姿	（1）産業発展・所得向上の実現 各産業でのデジタル技術の活用により生産性向上等を実現	（2）快適・安心な生活環境の実現 デジタル技術を積極的に活用し、快適・安心な生活環境を実現
基本的な施策の方向性	業務プロセスの見直しとデジタル化を一体的に推進する視点を持って、デジタル化、DXに向けた取組みを推進	
横断的な重点取組事項	（1）デジタルデータの活用	（2）AI等新たなデジタル技術の活用

Ⅲ　今後の取組み

1　産業発展・所得向上の実現

（1）生産性の向上（業務効率化、省人化等）

◎各産業（製造業、農林畜水産業、観光業、建設業等）におけるデジタル技術の導入支援、活用方法に関する理解向上
◎技術の活用方法に関する研究・開発と、知見の外部提供

（2）新たな付加価値の創出（品質向上、生産量増加、収益向上等）

◎各産業におけるデジタル技術・データ活用の促進
◎データを活用した生産技術等の研究・開発
◎デジタル化に対応できる人材の育成、確保

（3）各種産業振興施策等との連携

◎くまもと半導体産業推進ビジョン、UXプロジェクトの推進
◎移住定住・関係人口創出の取組み、地域づくりの支援
◎県産あさり産地証明支援システムなどトレーサビリティシステムの取組み
◎モニタリング等を通じた渋滞の実態把握・分析

＜主なKPI＞
- デジタル技術を活用した県内企業（製造業）の新たな取組み件数
- 水稲栽培におけるスマート農業活用面積の割合
- スマート林業技術等を導入した事業体の割合
- スマート養殖技術を導入した事業者数
- 公共工事におけるICT活用工種数
- 県の事業を活用してデジタル化に取り組んだ観光・宿泊事業者の数
- 観光DMPを利用している団体数
- プロフェッショナル人材のマッチング成約件数（累計）

2 快適・安心な生活環境の実現

(1)医療・介護・福祉の推進

◎ICT・ロボット等の導入支援、時間と場所を問わない相談対応
◎くまもとメディカルネットワークなど医療情報の共有による
　質の高い医療サービスの提供
◎アプリ等を活用した健康の見える化・健康づくり支援

(2)防災・災害対策

◎国・自治体による一体的な情報伝達、情報共有体制の整備
◎県民、市町村への災害危険性に関するデータの公開
◎避難情報、生活支援情報及び避難所運営のデジタル化

(3)住民利便性の向上

◎行政手続のオンライン化、手数料収納等のキャッシュレス化
◎閲覧資料等の電子化及びオンラインサービス
◎マイナンバーカードの取得促進、行政手続等における利活用推進

(4)教育環境の整備

◎1人1台端末を活用した児童生徒の情報活用能力の育成
◎遠隔授業の推進、ICTを活用した学びの機会の提供
◎大学等と連携したデジタル教育の推進

＜主なKPI＞
・介護ロボット・ICT機器を導入している入所系施設の割合
・「くまもとメディカルネットワーク(KMN)」に参加している県民数
・防災情報のデジタル発信など、避難の円滑化に資する取組を行った市町村数
・県への総申請件数中オンラインで申請可能な件数の割合
・1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合
・遠隔授業を実施している高校の数

3 施策の前提となる県の取組み

「1 産業発展・所得向上の実現」、「2 快適・安心な生活環境の実現」を実施する上で前提となる県の取組みについても着実に推進

(1)デジタル環境の整備

◎情報通信基盤の整備、データ連携基盤の運用、セキュリティの確保
　・エリア・データ連携基盤の運用と活用推進
　・企業における情報セキュリティリテラシーの向上

(2)デジタル化に係る理解向上

◎DX機運の醸成・実装支援、県職員のDX理解の向上
　・くまもとDX推進コンソーシアムにおける取組み
　・DX実装を後押しする企業マッチング支援

(3)県行政におけるデジタル化の推進

◎業務プロセス改革・働き方改革、情報システムの整備
　・「デジタル県庁実行プログラム」の推進
　・業務フローの見直し、BPRの実施

(4)市町村DXの支援

◎体制構築・技術導入支援
　・県から市町村へのデジタル専門人材の派遣
　・県、市町村による情報システムの共同調達、運用

＜主なKPI＞
・「エリア・データ連携基盤」への共同参画市町村数
・セキュリティ対策に取り組んでいる企業の割合
・DXの取組みの必要性を認識している企業の割合
・「デジタル県庁実行プログラム」による業務効率化の時間数
・全庁的なDX推進体制(全庁方針、横断的体制、人材確保・育成)を整備している市町村数

Ⅳ 計画の推進体制

1 デジタル化推進本部による全庁的な推進体制

「熊本県デジタル化推進本部」により計画進捗の確認、関連事業の具体化、検討などを行い、実効性を高める

2 計画の実現に向けた手順(事業化の検討)

(1)KPIなど計画の進捗確認 → (2)年度方針の調整 → (3)実施計画の策定 → (4)計画の見直し

総務常任委員会報告資料④
令和6年11月議会　球磨川流域復興局付・河川課

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

１　「緑の流域治水」の主な取組状況

（１）球磨川流域治水協議会

・11月5日に、「第10回球磨川流域治水協議会」を開催し、「球磨川水系流域治水プロジェクト」の進捗状況や川辺川の新たな流水型ダムに関する環境影響評価の概要について確認。

出席者：知事、九州地方整備局長、九州農政局長、
九州森林管理局長、熊本地方気象台長、
球磨川流域市町村長

議　題：
・流域治水プロジェクト（河川区域の対策）の進捗状況
・川辺川の流水型ダムの環境影響評価の概要
・環境影響評価手続き後の技術的検討の枠組み、技術検討会（仮称）の設置
・生活再建工事を含む川辺川の流水型ダムの整備スケジュール

	R6	R9	R17
環境保全対策	評価レポート作成・公表	環境保全措置の具体化/現場実装 動植物のモニタリング	
ダム本体工事	設計（模型実験等）	本体施工方法等検討 基礎掘削工事開始 ダム本体打設	試験湛水
生活再建工事		付替村道（未施工区間の整備） 平場造成（協議が整った箇所から順次整備）	
斜面安定対策		地質調査の結果、地すべり発生の可能性がある箇所において、順次対策を実施	

令和6年10月時点

（２）流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み

・12月7日に、流水型ダムが安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する「仕組み」の第3回会議を開催。

日　時：令和6年(2024年)12月7日 14:00～
場　所：中小企業大学校人吉校
構成員：熊本県、九州地方整備局、球磨川流域市町村長、流域住民（市町村別、分野別）、有識者（河川工学、環境）
内　容：流水型ダム建設事業の方向性の確認（環境影響の最小化に向けた取組み等、森林の整備・保全等）

【裏面あり】

（３）球磨川水系県管理河川について

・人吉市の御溝川の二次放水路整備について、11月に分流施設が完成し、年度内完了に向けて工事実施中。

・球磨村の中園川の宅地かさ上げ事業について、11月に工事着手。

・その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など12河川で事業推進中。

・川辺川の県管理区間の河川整備については、国が目標とする11年後の令和17年度の流水型ダム完成までを目指して、集中的に取り組む。

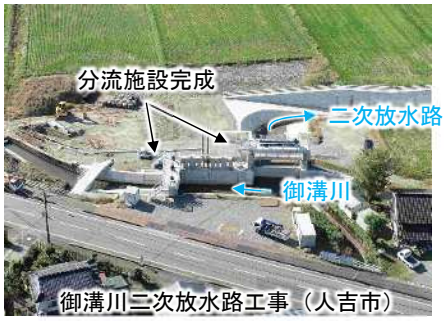

御溝川二次放水路工事（人吉市）

２．五木村・相良村の振興について

＜五木村＞

・宮園周辺地域で、住民主体の振興協議会による“地域の拠点づくり”に向けた実証実験を実施。

10月21日～11月29日 地域唯一の商店「Mショップ」の一角に、地域住民同士の交流を促す集いの場を設置。

地域の魅力発見と発信のためフォトコンテストを企画。
11月16日の「宮園大イチョウ祭」に合わせて表彰式を実施。

Mショップに設けられた交流スペース

・12月8日、村振興計画の「命・財産を守る気候変動に対応した流域治水の推進」の一つに位置付けられている樅木川第3砂防堰堤（国直轄）の工事着工式が開催。

川辺川上流域の砂防施設整備により、今後、土砂や流木の流出が抑制され、下流域の安全・安心な生活環境を整備。

樅木川第3砂防堰堤（国直轄）

＜相良村＞

・相良村が「川辺川魅力創造事業」で廻地区に整備する交流拠点施設をアートポリス事業で支援。

9/29に、公募型プロポーザルにより設計者が決定。今後、設計・工事が進められ、令和8年度に供用開始予定。

プロポーザルで提案された施設イメージ

・引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、目に見える形で着実に両村の振興を推進していく。

３．「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」について

・12月19日に、令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催し、発表予定。

・改訂するプランは、「「緑の流域治水」の更なる推進による１日も早い安全・安心の実現」と、「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」を二本柱として掲げている。

・地域では、災害を契機とした人口減少の加速化や産業衰退の危機に直面。人づくりと産業振興による人口定着の好循環の創出・加速化を目指し、全庁を挙げて地域と共に取り組んでいく。